

第7章 その他市長が必要と認める事項

「相模原市環境影響評価条例」に基づく方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 方法書対象地域

方法書対象地域	設定の考え方
右記の考え方に基づき、以下の範囲とした。 ・北里一丁目の範囲 ・北里二丁目の範囲 ・麻溝台一丁目の範囲 ・麻溝台六丁目の範囲 ・麻溝台七丁目の範囲 ・麻溝台八丁目の範囲 ・麻溝台の範囲 ・相模台七丁目の範囲 ・新磯野の範囲 ・下溝の範囲 ・磯部の範囲	方法書の内容について周知を図る必要がある地域は、評価項目に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる下記範囲を含む町字地域とした。 ・大気質・騒音：対象事業実施定区域外周から約 200m の範囲、工事用車両の走行が想定される道路（対象事業実施区域から近傍の主要道路に接続するまでの道路）の道路端から約 100m の範囲。 ・振動：対象事業実施区域外周から約 100m の範囲、工事用車両の走行が想定される道路（対象事業実施区域から近傍の主要道路に接続するまでの道路）の道路端から約 50m の範囲。 ・植物・動物・生態系：対象事業実施区域外周から約 500m の範囲。

